

もう既に真夏の様相を呈しています。5月が暑かったもので熱中症も数多く報告されております。これからが暑くなる季節となりますので、ご自愛ください。

昨年の今頃は伊勢志摩のG7サミットが新聞紙面をにぎわしておりました。安倍首相の御威光はG7では通用しませんでした。国内では安倍首相の意向を忖度して、おっしゃる通りですと何でも通ってしまう。今回の多くの問題がありそうな森友学園、加計学園問題でも同じように皆の忖度で事が済んでしまうのであろうか？

今国会で共謀罪の成立がどうかと言われておりますが、すでに成立している法律で我々の生活に大きく影響してくる民法の大改正があります。その内容とは言うところ、債権関係規定（債権法）に関する改正民法が約120年ぶりに抜本改正され5月26日に成立し、2020年をめどに施行される。企業や消費者の契約ルール等を中心として約200項目に上り改正され、様々な生活の場面に影響が及ぶ身近なルール変更が多い。インターネット取引の普及などの時代の変化に対応し、消費者保護に重点を置いたのが特徴であります。

新聞報道によります主な改正のポイント

- ①債権の**消滅時効**の起点や期間について、「権利を行使できる時から10年間」に加えて、新たに「権利を行使できることを知った時から5年間」も加わり、消滅時効が早まった。また、小売店の売掛代金などで適用されていた短期消滅時効が廃止され、上記の一般債権と同じ消滅時効が適用される。飲み屋のツケは1年、弁護士は2年と言うように分かれていた時効期間が5年に統一。
- ②企業が一般消費者等と定型的な取引をする際に使う**約款**について、この約款に契約としての拘束力が認められた。社会通念に照らして消費者等を一方的に害すると認められた場合、契約の拘束力はない。
- ③事業のための借入れの際に個人が保証人となる場合、**保証人が事前に公正証書を作成して保証する意思を表示**しないと、保証は無効となる。
- ④契約書で利率を定めない場合に適用される**法定利率が5%から3%に変更**になること、
- ⑤貸付した場合の**敷金は原則返還**すべきことが明文化されること等々、身近な事柄で大きな影響を与える改正がありますので、確認しておいてください。